

社会福祉法人はまなす会ホームページ運営規程

（目 的）

第1条 情報発信と収集のための手段が多様化するなか、さらに広く簡便かつ迅速な情報を伝達することを目的として平成26年7月より『社会福祉法人はまなす会ホームページ』（以下、「本ホームページ」という。）を有効、適切に運営するため、本規程を定める。

（運営方針）

第2条 本ホームページにおいて提供する情報は、公益に資することを基本とし、社会福祉法第70条等が求める施設台帳記載内容を満たすものとする。そのため、社会福祉法人はまなす会の事業等の情報を概括的に提供し、利用者・家族相互の活発な情報交換を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に努めるものとする。

（掲載内容）

第3条 以下の内容を基本として、運営・管理体制を勘案しつつ、必要に応じて充実を図る。

- (1)法人情報（定款に定める目的及び事業等）
- (2)法人の運営する事業の概要（利用状況、事業案内、重要事項説明書等）
- (3)法人の実施した調査・研究等の報告書の概要
- (4)法人の実施するイベント・セミナー等の周知案内
- (5)福祉サービス利用者、市民を対象にする福祉サービスに関する情報
- (6)その他、本ホームページへの掲載が適当であると認められた情報

（運営・管理体制）

第4条

- (1)運営・管理責任者は理事長とし、その権限を各事業所責任者へ委譲することができる。
- (2)運営・管理に関するルール等は、施設長会議にて協議を行う。また、土崎エリア、山王エリア、新屋エリアに新たに設置された広報委員会を通じ、意見交換を行う。
- (3)ホームページの更新については、各エリアの広報委員会にて協議を行い施設長会議の承認を受けて決定する。
- (4)法人事務局にホームページ担当職員を置く。

（運営・管理に関する個別事項）

第5条

(1)情報の作成及び更新

- ①本ホームページに掲載する情報は、当該情報の作成担当等がその原稿を作成し広報委員会に提出する。掲載情報の提出を受けた広報委員会は、当該情報の内容等を当該エリア責任者と事前に審査したうえ、施設長会議の承認を得る。

②実施する事業の概要、各行事等の周知、調査等の報告については、当該事業の作成担当等にてあらかじめ定められたパソコン上の様式を用いて原稿を作成する。

③法人事務局のホームページ担当職員は運営・管理責任者の決裁を経てホームページ上に転送する。

(2) 期限の切れた情報の削除

期限の切れた情報の削除は、作成者と広報委員会等へ事前に確認のうえ法人事務局のホームページ担当職員が行う。

(禁止行為)

第6条 本ホームページにおいて次の行為を禁止する。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 第三者の人権を侵害する行為

(3) 第三者の知的財産を侵害する行為

(4) 第三者に迷惑又は損害を与える行為

(5) ウィルスなどで情報資源を破壊する行為

(6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムを作成及び配布する行為

(7) その他社会福祉法人はまなす会のネットワークの正常な運営を妨げる行為

附 則

この規程は、平成26年7月16日から施行する。

この改正規程は、平成28年3月1日から施行する。